

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">簡易通知型包括保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成22年7月1日 10-制度-00023 沿 革 (略) <u>平成25年3月18日 一部改正</u></p> <p>第1条 ~ 第29条 (略)</p> <p>附 則 <u>この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。なお「貿易保険の保険料率等に関する規程」(平成 16 年 7 月 2 日 04-制度-00034)について、平成 25 年 4 月 1 日付実施改正後の保険料率を適用しない船積確定通知又は船積確定前通知に係る保険関係については、改正前の規定を適用する。</u></p> <p>別表 1 (略)</p> <p>別表 2 (第 5 条第 2 項、及び第 6 条第 2 項関係)</p> <p style="text-align: center;">輸出契約等の重大な内容変更等</p> <p>1 船積日から代金等の決済期限までの期間の変更 (下記表中の「要」に該当する場合に限る)</p>	<p style="text-align: center;">簡易通知型包括保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成22年7月1日 10-制度-00023 沿 革 (略)</p> <p>第1条 ~ 第29条 (略)</p> <p>別表 1 (略)</p> <p>別表 2 (第 5 条第 2 項、及び第 6 条第 2 項関係)</p> <p style="text-align: center;">輸出契約等の重大な内容変更等</p> <p>1 船積日から代金等の決済期限までの期間の変更 (下記表中の「要」に該当する場合に限る)</p>	

		変更後の期間						
		前受	<u>1～30日</u>	<u>31～60日</u>	<u>61～90日</u>	91～180日	181～365日 *1	366日以上 *2
変更前の期間	前受	否	<u>要</u>	<u>要</u>	<u>要</u>	要	要	否
	<u>1～30日</u>	否	<u>否</u>	<u>要</u>	<u>要</u>	<u>要</u>	<u>要</u>	<u>否</u>
	<u>31～60日</u>	否	<u>否</u>	<u>否</u>	<u>要</u>	<u>要</u>	<u>要</u>	<u>否</u>
	<u>61～90日</u>	否	<u>否</u>	<u>否</u>	<u>否</u>	<u>要</u>	<u>要</u>	<u>否</u>
	91～180日	否	<u>否</u>	<u>否</u>	<u>否</u>	否	要	否
	181～365日 *1	否	<u>否</u>	<u>否</u>	<u>否</u>	否	否	否

*1 閏年の場合は、「181～366日」に読み替えを行う

*2 閏年の場合は、「367日以上」に読み替えを行う

- 2 支払保証の変更
- 3 表示通貨の変更
- 4 相手方、支払人又は日本貿易保険が I L C を発行又は確認する機関、銀行等（以下、保証人という）を特定している場合、当該保証人の変更
- 5 仕向国、支払国又は保証国の変更

別表 3～6（略）

		変更後の期間				
		前受	<u>1～90日</u>	91～180日	181～365日 *1	366日以上 *2
変更前の期間	前受	否	<u>要</u>	要	要	否
	<u>1～90日</u>	否	<u>否</u>	<u>要</u>	<u>要</u>	<u>否</u>
	91～180日	否	<u>否</u>	否	要	否
	181～365日 *1	否	<u>否</u>	否	否	否

*1 閏年の場合は、「181～366日」に読み替えを行う

*2 閏年の場合は、「367日以上」に読み替えを行う

- 2 支払保証の変更
- 3 表示通貨の変更
- 4 相手方、支払人又は日本貿易保険が I L C を発行又は確認する機関、銀行等（以下、保証人という）を特定している場合、当該保証人の変更
- 5 仕向国、支払国又は保証国の変更

別表 3～6（略）